

湖西市農業委員会議事録（1月）

招 集 年 月 日	令和 7 年 1 月 15 日（水）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	1 月 15 日(水) 午後 2 時 00 分				議長	山本 敬博			
	閉 会	1 月 15 日(水) 午後 2 時 15 分				議長	山本 敬博			
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	▲				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	▲	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会議録署名委員	2 番		三浦 克明			12 番		深田 征宏		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		木下 靖義							
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 1 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 2 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 3 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

(令和7年1月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号3番の菅沼委員、9番石田委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会1月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号2番の三浦克明委員、12番の深田征宏委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。申請番号1番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号1番図面のNo.1です。申請地は XXXXXXXXXXにある農地で、今

回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で 43461.98 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。山本委員、補足説明をお願いします。

山本委員

1 月 10 日に菅本推進委員と現地確認に行きました。元々 3 倍くらいの面積で畑を作ってみかんを作っているところで、今回 3 条の売買ということなので何ら問題がないという判断をいたしました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 2 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 2 番、図面は No. 2 です。申請地は[]にある利用権設定されている農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、6245 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については栗、ヘーゼルナッツを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。石田委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

1 月 7 日に石田推進委員と現地確認を行いました。排水の方も南側の側溝に出るように整備されており、既に何年か栗を栽培しているとのことで、耕作上特に問題になる点はありません。ということで許可相当との報告を受けております。以上です。

事務局

続きまして申請番号 3 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 3 番、図面は No. 3 です。申請地は[]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、798.00 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはみか

んを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。内山委員、補足説明をお願いします。

内山委員 1月7日に佐原推進委員と現場確認いたしました。元は田んぼで埋め立てをしている最中で、面積の約3分の1が埋め立てられています。草は生えていないので良いですが、今後どの程度みかんを植えていくかが問題視されるところです。埋め立てたところから順にみかんを植えていけば良いと思います。以上です。

事務局 続きまして申請番号4番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号4番、図面はNo.4です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、11943.61㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても大根、きゅうり、なす等露地野菜を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。こちらも石田委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

1月7日に石田推進委員と現地確認を行いました。現状耕作はされていない状態になっておりますが、排水は側溝に出るようになっているのでちゃんと整備されており、譲り受ける方も既に苗を発注したり露地野菜を植える準備をしており耕作する準備が整っているということで許可相当だと考えます。との報告を受けております。以上です。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 1 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 2 号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

事務局 それでは、議案書 5 ページをご覧ください。公告予定が 1 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 1 筆 307 m²の新規であります。

次に、議案書の 6 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 8 筆あります。県の農業振興公社が 12631 m²の農地を 1 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、にお住まいの さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 2 号の議案につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 8 ページをご覧ください。報告事項第 1 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 10 ページをご覧ください。報告事項第 2 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。報告事項第 3 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 4 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、2 月 14 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

（その他連絡事項）

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 1 月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 15 分

